

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正

新	旧
<p><b>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</b></p> <p>この委員会決議は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき自主規制委員会が委任された第8条、第14条に規定する運用報告書及び第16条の2第3項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表示要領を定める。</p> <p>1 規則第8条に規定する運用報告書（全体版）に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表1とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><b>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</b></p> <p>この委員会決議は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき自主規制委員会が委任された第8条、第14条に規定する運用報告書及び第16条の2第3項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表示要領を定める。</p> <p>1 規則第8条に規定する運用報告書（全体版）に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表1とする。</p> <p>2～4 (同 左)</p>
<p>別表1 証券投資信託の運用報告書（全体版）の様式及び表示例（規則第2条、第3条）</p> <p>1. 「ファンドの仕組み」（規則第2条第1項第4号） (略)</p> <p>2. 本文中の表示項目（規則第3条） 本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。 (1)～(17) (略) (19) 資産、負債、元本及び基準価額の状況並びに損益の状況 イ. 表示例 (略)</p>	<p>別表1 証券投資信託の運用報告書（全体版）の様式及び表示例（規則第2条、第3条）</p> <p>1. 「ファンドの仕組み」（規則第2条第1項第4号） (同 左)</p> <p>2. 本文中の表示項目（規則第3条） 本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。 (1)～(17) (同 左) (19) 資産、負債、元本及び基準価額の状況並びに損益の状況 イ. 表示例 (同 左)</p>

新	旧
<p>ロ. 表示上の留意点</p> <p>(イ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、作成期末から過去6ヶ月における各決算期毎の資産、負債、元本及び基準価額の状況並びに損益の状況を表示することとする。ただし、資産、負債、元本及び基準価額の状況は作成期末について、損益の状況は作成期間において通算して表示しても差し支えない。</p> <p>(ロ) 投資信託財産計算規則令に定める注記事項がある場合は注記する。</p> <p><u>(ハ) 規則第3条第1項第19号に規定する表示については、次の記載例を参考に注記する。</u></p> <p><u>記載例①「未上場株式は、財務諸表の作成にあたり適用される会計基準において原則取得原価をもって評価することとされていますが、基準価額を算出する際に適用される投資信託協会の規則においては公正価値測定における時価で評価することとされております。従って当ファンドに組入れられている未上場株式について、基準価額の算定において用いられている評価額と、有価証券報告書「第3ファンドの経理状況」における財務諸表上の評価額とは異なっております。」</u></p> <p><u>記載例②「当ファンドは未上場株式を組入れており、基準価額の算出において適用される投資信託協会の規則に則り公正価値測定における時価で評価しております。有価証券報告書「ファンドの経理状況」における財務諸表上は、適用される会計基準に従って原則取得原価で評価しており、評価額が異なっております。」</u></p>	<p>ロ. 表示上の留意点</p> <p>(イ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、作成期末から過去6ヶ月における各決算期毎の資産、負債、元本及び基準価額の状況並びに損益の状況を表示することとする。ただし、資産、負債、元本及び基準価額の状況は作成期末について、損益の状況は作成期間において通算して表示しても差し支えない。</p> <p>(ロ) 投資信託財産計算規則令に定める注記事項がある場合は注記する。</p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p>

新	旧
(以下略)  <u>附 則</u> <u>この改正は、令和 6 年 2 月 15 日から実施する。ただし、実施日以後に開始する計算期間に係る運用報告書の作成から適用し、実施日より前に開始した計算期間に係る運用報告書の作成については、なお従前の例による。</u>	(同 左)